

2026 年 8 月 10 日 全 11 頁

指名委員会等設置会社の見直しによる企業への影響

機関設計の選択にとどまらないガバナンスの実効性確保が重要

金融調査部 研究員 藤野 大輝
研究員 杉浦 花音
リサーチ業務部 兼 金融調査部 大和 敦

[要約]

- わが国の上場会社は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することが求められている。このうち、指名委員会等設置会社は米国や英国の上場会社の機関設計と最も近いといえるが、日本の指名委員会等設置会社固有の課題として、一部の取締役への権限の偏りが指摘されている。
- こうした課題を踏まえ、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会では、取締役の過半数が社外取締役である指名委員会等設置会社に対して、取締役会の決議によって指名委員会の決定した内容を変更できるものとするか、審議が行われている。
- 中間試案で提案された内容の通りに会社法が改正された場合の影響は、ただ機関設計を考える企業が現れるというだけではない。企業は、「取締役の過半数が社外取締役」という要件に基づく社外取締役の数・質、任意の諮問委員会との違い、投資家の目線などの幅広い論点を考慮した、自社の目指すガバナンスのあり方に最も適した機関設計やその構成について検討することが重要となる。

1. 会社法における機関設計の比較

足元、会社法上の企業の機関設計のうち、指名委員会等設置会社について見直しに向けた検討が行われている。わが国の上場会社は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかの機関設計を選択することが求められている。まずはこれらの機関設計について説明する。

図表 1 3種類の機関設計の比較（取締役会および会計監査人を設置する会社を想定）

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
業務執行を担う者	業務執行取締役	業務執行取締役	執行役 ^(注1)
業務執行の決定	取締役会	取締役会 (取締役に委任可) ^{(注2)(注3)}	取締役会 (執行役に委任可) ^(注2)
業務執行の監督	取締役会	取締役会	取締役会
法定の委員会	なし	監査等委員会	指名・監査・報酬委員会
監査機関	監査役会（監査役）	監査等委員会（取締役）	監査委員会（取締役）
社外性要件	監査役の半数以上	監査等委員会の過半数	各委員会の過半数
モデル	伝統的モデル	中間モデル	モニタリング・モデル

(注1) 指名委員会等設置会社の取締役は、一部の例外を除き業務執行はできない（会社法第415条）。なお、執行役が取締役を兼任することは可能である（第402条第6項）。

(注2) 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社で取締役（執行役）に委任が認められない事項として、例えば、中期経営計画など経営の基本方針や、内部統制システムに係る事項、株主総会に係る事項、計算書類等の承認などが挙げられる。（江頭憲治郎『株式会社法』第9版（有斐閣、2024年）p.589より。相違点についてp.618を参照。）

(注3) 取締役の過半数が社外取締役である場合、または、定款の定めがある場合には、取締役会の決議により、業務執行の決定を取締役に委任することができる（第399条の13第5項および第6項）。

(出所) 法令より大和総研作成

図表1で示している3つの機関設計を区分するポイントは、①業務執行の決定と監督の分離と②監査のあり方にあるといえる。

最も歴史の長い制度である監査役会設置会社は、業務執行の決定とその監督はどちらも取締役会が担っており、これらの機能は組織としては分離されていない。取締役の行った職務執行は、監査役によって監査される。なお、すべての監査役で組織する監査役会は、その会社の取締役・使用人等¹ではない者から選ばれた社外監査役が半数以上を占める必要がある。

対して、指名委員会等設置会社では、業務執行の決定と監督は分離しているといえる。業務執行の決定の大部分が執行役に委任され、取締役会はその監督に特化していること、さらに、取締役会の下に社外取締役が過半数を占める3委員会が置かれていることから、モニタリング・モデルに基づく機関形態に該当すると考えられる。監査委員会は、執行役等の職務の執行について、組織的に²監査を行う。指名委員会は、株主総会における取締役の選解任に関する

¹ 子会社の取締役、執行役、使用人もその会社の監査役を兼ねることができない（会社法第335条第2項）。

² 監査役会設置会社においては、監査役個人が調査権限を持ち、自ら会社の業務・財産の調査などを行う独任制をとるが、指名委員会等設置会社における監査委員は監査委員会の決議に従う必要がある。

議案の内容を決定し³、報酬委員会は、執行役・取締役・会計参与が受ける個人別の報酬等の内容を決定する。

一方、**監査等委員会設置会社**は、業務執行の決定と監督の分離に関して当事者の選択の余地が広くとられており、上記の二つの機関設計の**中間**をとっているといえる。一定の要件（図表1の注3を参照）を満たした場合に限り、取締役会が選定した代表取締役等に権限の多くを委任することが可能となる。ただし、法定の委員会が監査等委員会のみであるため、取締役会による業務執行の監督機能は指名委員会等設置会社と比べると同等とはいえないと考えられる⁴。取締役の業務執行は、監査等委員会によって組織的に監査される。

2. 米国・英国との比較

日本の会社法で規定されている指名委員会等設置会社制度は、各委員会が取締役会の中に置かれていることから、米国における機関設計をモデルに作られたといわれる⁵。本項では、日本の指名委員会等設置会社制度と海外制度を比較する。

図表2 日・米・英の規律における取締役会および各委員会の構成要件の概要

	日		米	英
	会社法	CGコード	NYSE 上場規則	CGコード
	社外取締役	独立社外取締役	独立取締役	独立性を有する非業務執行取締役
取締役会	—	プライム：1/3 以上 それ以外：2 名以上	過半数	議長（注2）以外：半数以上
指名委員会	過半数	プライム：過半数	全員	過半数
報酬委員会	過半数	プライム：過半数	全員	全員
監査委員会	過半数（注1）	—	全員	全員

（注1）監査委員は、指名委員会等設置会社もしくはその子会社の執行役もしくは業務執行取締役、または当該子会社の会計参与もしくは使用人を兼ねることができない（会社法第400条第4項）。

（注2）取締役会の議長は、任命時に独立性を有している必要がある。

（出所）法令諸規則より大和総研作成

米国では、ニューヨーク証券取引所上場規則⁶において、上場会社の取締役会の過半数および3委員会の構成員の全員が「独立取締役」であることが求められる。「独立取締役」の要件は、形式的・一義的な排除基準に留まらず、親族関係や取引関係などが考慮される⁷。

さらに、監査委員に関しては、先述の「独立取締役」よりも厳しい要件⁸が課されている。

³ ただし、指名委員会は執行役の選解任権を持たない。執行役の選解任権は、執行役の監督権限の一部として取締役会が有する。（江頭憲治郎『株式会社法』第9版（有斐閣、2024年）p.595より）

⁴ 江頭憲治郎『株式会社法』第9版（有斐閣、2024年）p.614より

⁵ 同上、p.586より

⁶ NYSE “[Listed Company Manual](#)” 303Aより

⁷ 支配力の行使や金銭的な関係が認められない場合においても、個人的・職業的な関係などに基づいて独立性を否定した事例もある。（近藤光男／志谷匡史編著『新・アメリカ商事判例研究』（商事法務、2007年）より）

⁸ 具体的には、①会社またはその子会社から取締役としての報酬以外、いかなる報酬も受け取っていないこと、②会社との関係が支配、被支配、または共通の支配下にあるものではないこと（いずれも直接・間接を問

監査委員会は会計監査人と会社の内部調査部門の監督に特化し、独立監査人の雇用・解雇、および独立監査人による重大な非監査サービスの承認について、唯一の権限を有するものとされている⁹。一方で、指名委員会、報酬委員会の権限については、一部を除き、取締役会に対する勧告権に留めることが可能になっている。

英国では、コーポレートガバナンス・コード¹⁰において、上場会社の取締役会の議長が独立性を有する者であること、かつ、取締役会の議長以外の取締役の半数が独立性のある「非業務執行取締役」で構成されていることを求めている。取締役の独立性については、米国における「独立取締役」の要件と同様、取締役と会社の間の関係の有無を実質的に判断される。

また、3 委員会については、監査委員会と報酬委員会は全員、指名委員会は過半数を、独立した「非業務執行取締役」で構成することが求められる。日本の場合と違い、英国の会社法やコーポレートガバナンス・コード上、例えば指名委員会に取締役候補の最終的な決定権限などは規定されておらず、権限はあくまでも取締役会への勧告権にとどまると考えられている¹¹。

米国、英国と比較すると、日本の指名委員会等設置会社は、①委員会における社外取締役の要件が厳格でないこと、②委員会の権限が取締役会に対して強いことの2点に特徴がある。

①について、日本の会社法上、社外取締役がその会社の重要な取引先の業務執行取締役であっても欠格事由にはならない。これは、上場規則やコーポレートガバナンス・コードが規律の中心となっている米国や英国と違い、法令で機関設計や要件を定めるため、基準の明確性が重視された結果とされている¹²。東京証券取引所（東証）が定める「コーポレートガバナンス・コード」（CG コード）では、プライム市場上場会社に対しては、取締役の3分の1以上、ならびに、指名委員会および報酬委員会の過半数を「独立社外取締役¹³」とすることを求めているが、「独立社外取締役」の指定は、取締役会の決議に限らず、上場会社の任意によって決定することが可能である。プロセスの観点で米英ほど厳格ではないといえる。

②の委員会の権限が取締役会に対して強いことについては、取締役会の決議によって各委員会の決定を覆せないものと会社法で規定されたことが要因だと考えられている¹⁴。背景事情¹⁵として、指名委員会等設置会社制度が導入された2002年の時点で、日本では、米国のように取締役会の過半数を独立取締役で構成することが困難であったことが挙げられる。少数の社外取

わない）を同時に満たすことが求められる。（ガイ P. ランダー（著）、大久保潤（編集）、メディア総合研究所（翻訳）『SOX 法とは何か？』（メディア総合研究所、2006 年）より）

⁹ 前掲脚注 8 文書より

¹⁰ FRC “[UK Corporate Governance Code 2024](#)” より

¹¹ 法務省「法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会」第 9 回会議議事録 p. 8 太田参考人発言より

¹² 前掲脚注 4 文書、p. 586 より

¹³ 独立社外取締役とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を指す（東証「有価証券上場規程」第 436 条の 2）。独立性基準は、東証「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の 2 において典型的に規定されているが、独立性基準に抵触しない場合であっても、実質的な判断の結果、独立社外取締役の要件を満たさないとされる可能性もある。（東証「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」（2026 年 7 月版改訂版）より）

¹⁴ 前掲脚注 11 文書を参照。

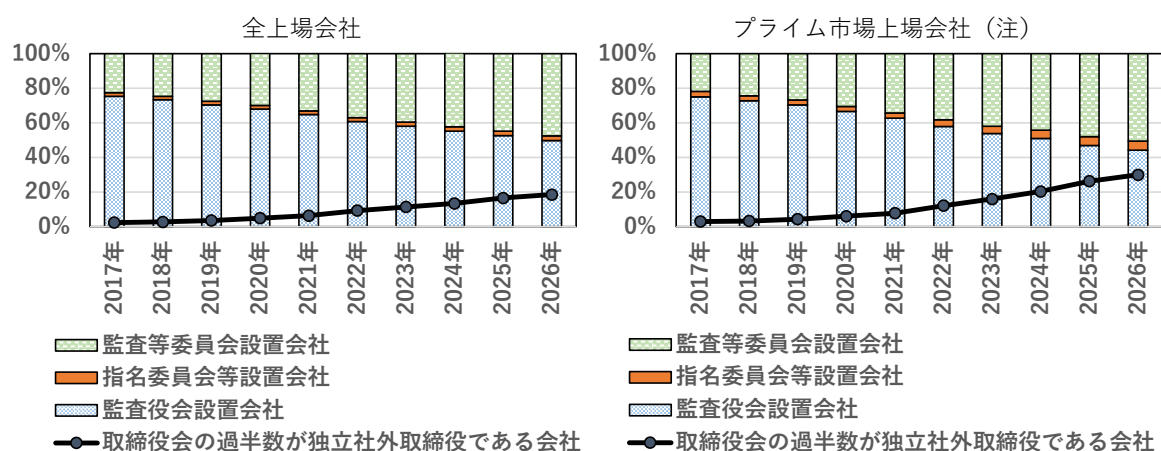
¹⁵ 法務省「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（2026 年 4 月）（以下、中間試案の補足説明）p. 119 より

締役によっても、取締役の過半数が社外取締役である場合と同等の監督機能を有する取締役会を実現するため、このような措置が取られたと考えられている。

3. 指名委員会等設置会社の課題

上場会社における機関設計の推移を確認すると、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した企業は増加しており（図表 3）、プライム市場上場会社に限れば、既に監査等委員会設置会社数（2026 年：784 社）が監査役会設置会社数（2026 年：684 社）を上回っている。

図表 3 上場会社の機関設計ごとの割合



(注) 2021 年以前は東証一部上場会社。

(出所) 東京証券取引所「独立役員等の確保状況（調査結果）」

(<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/01.html>) より大和総研作成

一方、指名委員会等設置会社はほとんど増えていない。指名委員会等設置会社への移行が難しい理由として、指名委員会に属する一部の取締役に権限が偏っているという課題がしばしば指摘される。具体的には、日本の現行法の規律は、指名委員会の権限が取締役会への勧告にとどまる海外制度（2. 参照）と異なり、指名委員会の決定を取締役会が覆すことはできない。

足元では取締役会の過半数が独立社外取締役である企業も増加している（前掲図表 3、足元での「社外取締役」の割合については後掲図表 4 を参照）が、そのような企業が監督と執行を分離するモニタリング・モデルを指向したとしても、一部の取締役に権限が集中することを懸念して指名委員会等設置会社への移行を断念する可能性が考えられる。2025 年 4 月より開催されている法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会では、この課題への指摘を踏まえ、制度の見直しに向けて審議が行われている。

4. 会社法の見直しの概要

法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会での審議を踏まえ、2026 年 3 月に「会社

法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案）が取りまとめられた¹⁶。中間試案では、指名委員会等設置会社に関して、下記のような見直しを行うことが提案されている。

1 指名委員会等の権限（下記A案、B案のいずれかによるものとする）

- A) 取締役の過半数が社外取締役である場合、取締役の選解任に関する指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することを可能とする
- B) 上記の見直しを行わない

※A案の見直しを行う場合に、報酬委員会に同様の規律を設けるかについても検討対象とする

2 監査委員会の権限等

- 執行役を兼ねている取締役および業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧・謄写をすることができないものとする
- 株主総会の決議で取締役を選任する際、指名・報酬・監査委員会の委員に選定予定の取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないものとする

※各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定された委員に選定されなかった場合、当該委員を解職され若しくは辞任した場合、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員に選定された場合には、その旨・理由を事業報告に記載しなければならない

「1 指名委員会等の権限」のA案は3. で述べた課題を踏まえ、指名委員会に権限が偏ることがないように、取締役会が指名委員会の決定した内容を変更できるものとする案である。ただし、取締役の過半数が社外取締役でなければならないという要件を設けている。なお、この要件が社外取締役の割合だけで十分かについては引き続き検討される。A案の見直しが行われれば、指名委員会等設置会社の制度は欧米の制度に近づくものと考えられる。また、A案の見直しを行う場合、報酬委員会についても同様に、取締役会による変更を可能とするか否かが検討される。

さらに、将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態のあり方について全般的な検討が見込まれる。中間試案では、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社および監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方が注記されている。

「2 監査委員会の権限等」について、中間試案では、実効性のある監査が行えるよう、現行の規律の見直しが提案されている。現行法上、監査委員会の議事録は非監査委員の取締役が関

¹⁶ 中間試案について、詳しくは矢田歌菜絵、藤野大輝、杉浦花音、平石隆太「[会社法制（株式・株主総会等関係）中間試案の概要](#)」（大和総研レポート、2026年4月27日）を参照。

覧・謄写でき、また、各委員会の委員は取締役会の決議によって選定される。そのため、不正行為を行った取締役兼執行役がその不正行為に関する監査委員会の審議内容を閲覧・謄写できたり、不正の疑いを指摘した監査委員を取締役会の決議で解職できたりするため、実効性のある監査が困難である可能性が指摘されている。

上記の指摘を踏まえ、中間試案では、執行役を兼ねている取締役および業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧・謄写をすることができないとされている。また、株主総会の決議で取締役を選任する際、指名・報酬・監査委員会の委員に選定予定の取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないものとされている。さらに、株主総会参考書類に記載された者が委員に選定されなかった場合や、記載されていなかった者が委員になった場合などには、その旨・理由を事業報告に記載しなければならないとされている。

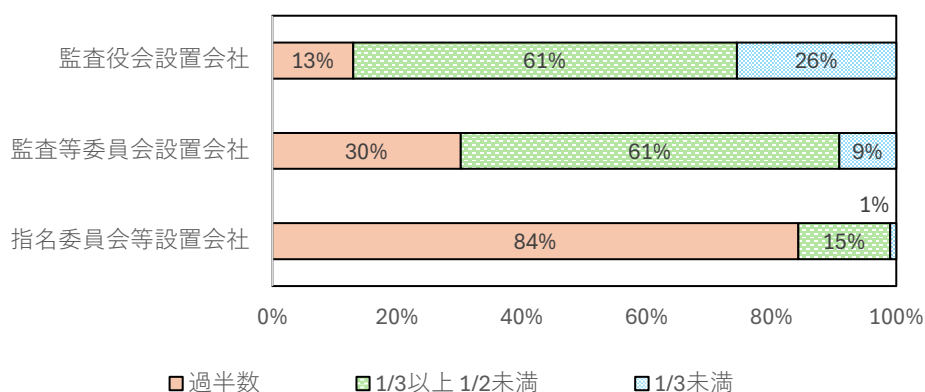
5. 見直しに関する考察と企業の選択への影響

中間試案で示された、取締役の過半数が社外取締役である指名委員会等設置会社は取締役の選解任に関する指名委員会の決定の内容を取締役会が変更できるようにする、という見直し（「1 指名委員会等の権限」）が行われた場合、企業の選択にどのような影響が生じると考えられるだろうか。いくつかの論点から考察する。

①社外取締役の要件

まず、「取締役の過半数が社外取締役」という要件について考えてみよう。2026 年 7 月時点では、全上場会社のうち、取締役の過半数が社外取締役である企業は、監査役会設置会社では全体の 13%（248 社／1,914 社）、監査等委員会設置会社では全体の 30%（542 社／1,796 社）となっている（図表 4）。こうした一部の企業は、取締役と執行役で役割を分離するモニタリング・モデルを指向し、指名委員会等設置会社への移行を検討する上で、指名委員会の委員である取締役に権限が集中することを懸念する必要はなくなる。

図表 4 取締役会の社外取締役比率ごとの企業分布（全上場会社）



（出所）各社コーポレート・ガバナンス報告書より大和総研作成

一方、監査役会設置会社の87%、監査等委員会設置会社の70%は、取締役にも占める社外取締役が過半数に満たないため、指名委員会等設置会社への移行を考える際に権限の集中という課題が残る。この場合、社外取締役の数を増やす（もしくは社内取締役の数を減らす）ことで要件をクリアすることも可能ではある。

しかし、指名委員会等設置会社は、あくまでも取締役会を監督中心の機関として機能させて執行と監督の分離を図る制度であり、過半数が社外取締役であることが求められているのは、独立した監督機能の発揮が目的と考えられる。そのため、社外取締役の数だけを増やしても、その機能発揮を支える資質や経験が伴わなければ指名委員会等設置会社の趣旨にはそぐわないだろう。

今年改訂されたCGコード¹⁷では、原則4-9で「(前略) 資質を十分に備えた人物を独立社外取締役の候補者として選定すべき」とされている。また、原則4-14には取締役会の機能強化に向けて、社外取締役の実効性を確保することも念頭に、取締役会を支える事務局の体制を整えるべきという内容が新たに追加されている。

指名委員会等設置会社への移行のためだけに名目上の社外取締役の数を増やすことは適切ではない。取締役のスキルや属性（社内・社外を含む）などのバランスを考慮した上で、各社にふさわしい取締役会の構成や機関設計の選択が必要と考えられる。

②任意の諮問委員会との違い

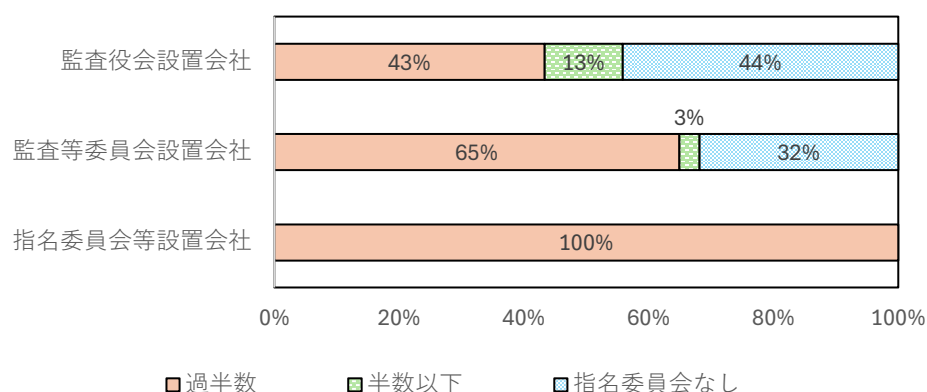
取締役の過半数が社外取締役である指名委員会等設置会社で、指名委員会の決定を取締役会が変更できるようになると、現在の制度における指名委員会の独立した決定権は弱まり、いわゆる諮問委員会のような形式に近づくようにも捉えられる。

諮問委員会という観点では、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社でも任意で指名委員会に相当する諮問委員会を設置している企業は少なくない（後掲図表5）。それでは、任意の諮問委員会を設置している企業は、指名委員会等設置会社とどのような違いがあり、移行のメリットはあるのだろうか。

まず、委員会が法定か、任意かの違いは大きい。指名委員会等設置会社では委員会の設置義務や委員の要件が法令で定められているのに対して、任意の委員会は取締役以外の委員を入れることができ、委員会の建付け・権限の変更や廃止さえも可能である。また、任意の委員会では委員の決定プロセス等も自由であり、指名委員会等設置会社と違い取締役会で各委員を決定する必要はない。さらに、中間試案では、指名委員会等設置会社は指名・報酬・監査委員会の委員に選定予定の取締役を株主総会参考書類に記載するように会社法を見直すことが提案されている。つまり、委員の決定プロセスに株主の目が入ると捉えられる。指名委員会等設置会社の各委員会は任意の委員会と比較して法的裏付けがあり、外部への説明力が高いといえる。

¹⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>

図表 5 指名委員会の社外取締役比率ごとの企業分布（全上場会社）

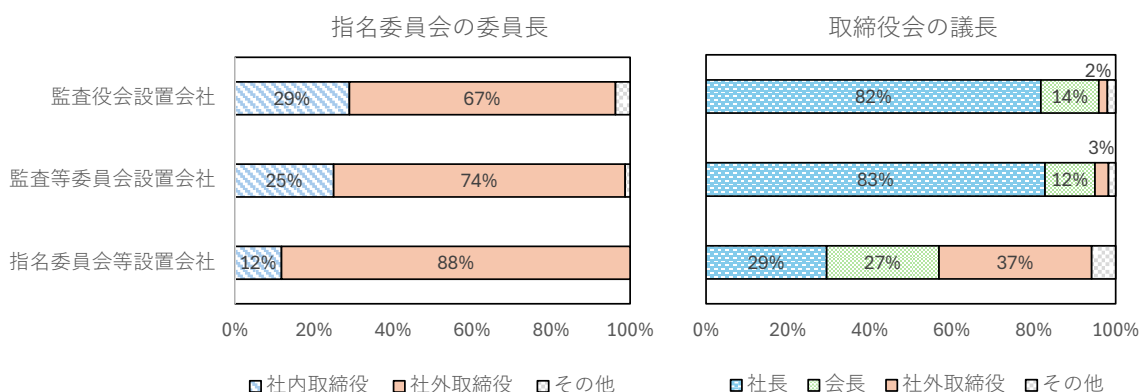


（注）監査役会設置会社、監査等委員会設置会社の指名委員会は任意の委員会である。一方、指名委員会等設置会社では、社外取締役を過半数とする指名委員会の設置が義務付けられている。

（出所）各社コーポレート・ガバナンス報告書より大和総研作成

また、委員会の実態も異なる。確かに今回の見直しが実現すれば、指名委員会等設置会社における指名委員会は諮問委員会に近づくといえる。しかし、指名委員会等設置会社の各委員会の過半数は社外取締役であることで客観性や公正性が確保されているのに対し、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社では社外取締役が半数以下の任意の委員会も見られる（図表 5）。委員会の議題の設定や運営を管理する委員長についても、他の機関設計と比較して社外取締役が務めている割合が高く（図表 6）、執行と監督の分離がより意識されていると考えられる。

図表 6 機関設計ごとの指名委員会の委員長と取締役会の議長（全上場会社）



ても、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社のほとんどでは社長・会長であるのに対して、指名委員会等設置会社では社外取締役である企業が最も多い（図表 6）。議長が社外取締役であることで、取締役会の議論における株主の意見の反映や透明性の向上をはじめとした効果が期待される。

総じて、指名委員会等設置会社は他の機関設計と比較して、委員会や取締役会が、社外取締役を中心とする監督機関として設計されているといえる。今回の見直しによって指名委員会等設置会社における指名委員会が諮問委員会に近づいたとしても、任意の委員会を設置するその他の機関設計の企業と比較して、客観的な視点に基づく監督機能の実効性が高いという点に変わりはないだろう。任意の委員会を設置する監査役会設置会社や監査等委員会設置会社は柔軟性がある一方、指名委員会等設置会社に移行することには執行と監督の分離や社外取締役の機能発揮をより明示的にするという点でメリットがあると考えられる。

③投資家の目線

中間試案における提案は、監督と執行を分離するモニタリング・モデルを指向した企業が指名委員会等設置会社への移行を考える上での課題を解消することを意図したものである。そのため、見直しが実現すれば、指名委員会等設置会社への移行を改めて考える企業も出て来得るが、この移行について投資家はどのように受け取るのだろうか。

わが国では、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社の 3 つの機関設計について、会社の考え方などに応じて選択することができるようになっており、各機関設計に優劣はないと考えられる。例えば、CG コードでは「いずれの機関設計を採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである」（基本原則 4 解釈指針より）とされている。

ただ、2. で確認した通り、指名委員会等設置会社の制度は海外の制度に最も近いといえる。そのため、例えば議決権行使助言会社の ISS（Institutional Shareholder Services）は、「2026 年版 日本向け議決権行使助言基準」（2026 年 2 月 1 日施行）において、「指名委員会等設置会社は海外で普及した制度であるため、海外の投資家に理解されやすい利点がある」としている。また、当該基準では、指名委員会等設置会社への移行に関する定款変更については、原則として賛成を推奨している。国内機関投資家においても議決権行使の基準・方針で、指名委員会等設置会社への移行に関する定款変更

6. 今後の展望と企業に問われるガバナンスの実効性

中間試案に対するパブリックコメントをもとに、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会で引き続き審議が行われている。2027 年以降に要綱案が取りまとめられ、改正法案が国会に提出されることが見込まれる。

今後の審議における注目点は、指名委員会の権限に関する規律の見直しを行うか否かということのほか、二つ挙げられる。一つが、中間試案で注記されていた「取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることのほかにも要件を設ける必要性」である。中間試案で提案されている指名委員会等設置会社の制度設計は国際的な標準に近いものになると指摘されているが、2. で確認した通り、例えば日本では各委員会の委員に求められる独立性が米国と比べると厳格ではない。また、英国 CG コードでは取締役会の議長を独立性を有する非業務執行取締役とすることが求められている。中間試案へのパブリックコメントでも社外取締役の独立性に関する意見や、取締役会の議長が社外取締役であることを要件とすべきという意見が見られる。ただ、現時点では前掲図表 6 の通り、取締役会の議長が社外取締役であるという要件を満たす上場会社はごく一部である。これらのポイントに限らず、海外制度とのイコールフットィングや要求されるガバナンスの水準などの観点から要件が別途設けられる可能性もあり、今後の審議によって制度見直しの影響度が変わってくると考えられる。

注目すべきもう一点は、将来的に行われる可能性がある「モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態のあり方についての全般的な見直し」である。中間試案の補足説明には、「本来であれば、【A案】の見直しにとどまらず、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態のあり方について、監査等委員会設置会社制度も含めて全体的な見直しを検討することが望ましいと考えられる」（p. 122）とある。これはあくまでも中長期的な検討課題であり、今回の審議に基づく会社法改正に盛り込まれる内容ではないだろう。実際の制度改正には相応の時間を要すると想像されるが、こうした問題意識が明示された意義は大きく、機関設計制度の根本的なあり方の再整理にもつながり得る。

今回の中間試案で示された見直しの影響は、ただ機関設計の変更を考える企業が現れるというだけではなく、各社における社外取締役の人数・質や、法定・任意の委員会の意義の再考など、ガバナンスの実効性の確保に向けた幅広い検討を促すものであると考えられる。企業においては、将来的な制度の大きな変化も見据えながら、自社の目指すガバナンスのあり方に最も適した機関